

○災害罹災者に対する見舞措置要綱

昭和45年6月1日

五城目町告示第18号

(目的)

第1条 この要綱は、火災または暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象による災害（以下「災害」という。）により被害を受けた罹災者に対し、見舞金及び弔慰金の給付を行い、その自立更生を助長することを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱による見舞の給付対象は、次のとおりとする。ただし、第1号及び第2号（自然災害の場合に限る）については、五城目町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年五城目町条例第21号）が適用された場合は給付しないものとする。

- (1) 風水害、地震、その他の自然災害により住家の全壊、半壊又は床上浸水の被害を受けた世帯
- (2) 火災の類焼により住家の全焼又は半焼の被害を受けた世帯
- (3) 災害により死者又は行方不明者を出した世帯
- (4) 前各号に該当しないが町長が特に見舞の必要を認めた世帯

(見舞金又は弔慰金)

第3条 罹災世帯に対する見舞金及び弔慰金は、次の範囲内で行うものとする。

- (1) 見舞金は次表の額の範囲内で町長が定めて給付する。

区分	見舞金の額 (1世帯当たり)
全壊流失又は全焼の被害を受けた世帯	50,000円
半壊、床上浸水又は半焼の被害を受けた世帯	30,000円

- (2) 弔慰金の給付は、死者（行方不明者を含む。）1件につき、100,000円以内とする。
- (3) 前2号に定めるほか、状況に応じ20,000円の範囲内で町長が定めて給付する。

附 則

この要綱は、昭和45年6月1日から施行する。

附 則 (昭和52年4月1日要綱第1号)

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年10月16日訓令第8号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成3年10月1日から適用する。

附 則 (平成11年6月25日訓令第12号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成11年5月1日から適用する。

附 則 (令和5年8月7日訓令第31号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年7月14日から適用する。